

事務連絡
令和6年9月6日

本会加盟団体 事務局
市町村スポーツ少年団 事務局 各位
総合型地域スポーツクラブ

公益財団法人北海道スポーツ協会
事務局長 酒井 隆

アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた
取組に関する調査の結果等について(周知)

日頃より本道のスポーツ振興にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
標題の件について、北海道環境生活部スポーツ局を通じ、スポーツ庁競技スポーツ課から添付の資料
について公表がありましたのでお知らせいたします。
お手数ではございますが、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

【担当】
(公財)北海道スポーツ協会 総務会計課
電話 011-820-1701



スポーツ第 754 号
令和 6 年(2024 年) 9 月 5 日

公益財団法人北海道スポーツ協会事務局長 様
公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会事務局長 様

北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課長 松井 直樹

アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査の結果等
について(周知)

日頃より、本道のスポーツ振興の推進に御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、スポーツ庁では、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及び SNS 等における誹謗中傷等の問題に関して、スポーツ団体の現在の取組状況を把握するとともに、取組事例の横展開を図ることを目的として、標記調査を実施しており、この度、今年度の調査結果が公表されましたのでお知らせします。

つきましては、掲載されている取組事例等も参考に、地域で実施される様々なスポーツ活動の特性に応じて、必要な対策を講じていただきますようお願いいたしますとともに、本内容を加盟・登録団体等に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1 スポーツ庁通知文

令和 6 年 7 月 1 2 日付け事務連絡

「アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査の結果等について(周知)」

2 参考情報

(1) スポーツにおける盗撮・性的画像による被害 (JSP0 ホームページ)

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1332.html>

(2) アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みについて

(JOC ホームページ)

<https://www.joc.or.jp/for-athletes/reporting/savesport/>

環境生活部スポーツ局スポーツ局
スポーツ振興係 担当：大西
TEL：011-204-5209
MAIL:oonishi.yukiko@pref.hokkaido.lg.jp



事務連絡
令和6年7月12日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会 御中
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ庁競技スポーツ課

アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査の結果等について（周知）

平素よりスポーツ行政に御高配を賜り、また、「アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査について（依頼）」（令和6年4月1日付け事務連絡）に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

調査結果について、**別添1**のとおり周知いたしますので御参照いただき、既に関連する取組を進めている団体においては引き続き取り組んでいただくとともに、現時点で取組を行っていない団体においては、掲載している取組事例等も参考に、競技の特性に応じて必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。統括団体におかれては、本調査結果も踏まえ、引き続き各競技団体が取組を行いやすい環境の構築も含めた取組の検討・推進をお願いいたします。スポーツ庁としても、統括団体とも連携しながら取り組んでまいります。

また、この度、SNS等を運営する大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付ける特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）（情報プラットフォーム対処法）が成立しましたので、その改正内容の概要について**別添2**のとおり周知いたします。詳細については、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課にお問い合わせください。

あわせて、写真・動画による性的ハラスメントやSNS等における誹謗中傷の被害にあわれたアスリートが活用できる相談窓口について、改めて**別添3**のとおり周知いたします。

宛先の各統括団体・機関におかれては、本事務連絡の内容を加盟・登録団体等に対して周知下さるようお願いいたします。その際、中央競技団体に対しては、加盟・登録の都道府県競技団体等への周知についても依頼くださるようお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

T E L : 03-6734-2679

Email : kyosport@mext.go.jp

アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査結果

令和6年7月

目次

- A. 調査の実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- B. アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組・ 2
- C. アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組・・・・・・ 7



A. 調査の実施概要

調査目的

アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷等の問題に関して、スポーツ団体の現在の取組状況を把握するとともに、取組事例の横展開を図る。

調査対象

以下の各スポーツ団体における、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷の防止に向けた、組織としての取組及び主催大会等における取組。

- 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)
 - 公益財団法人日本スポーツ協会 (JSPO)
 - 公益財団法人日本パラスポーツ協会 (JPSA)
(日本パラリンピック委員会 (JPC))
 - 一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS)
 - 公益財団法人全国高等学校体育連盟 (高体連)
 - 公益財団法人日本中学校体育連盟 (中体連)
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC)
 - JOC・JSPO・JPCに加盟する中央競技団体 → 本資料において「NF」
- } 本資料において「統括団体等」

集計対象期間

令和6年4月1日(月)～令和6年6月7日(金)

質問項目

【別添1-参考】のとおり

回答数

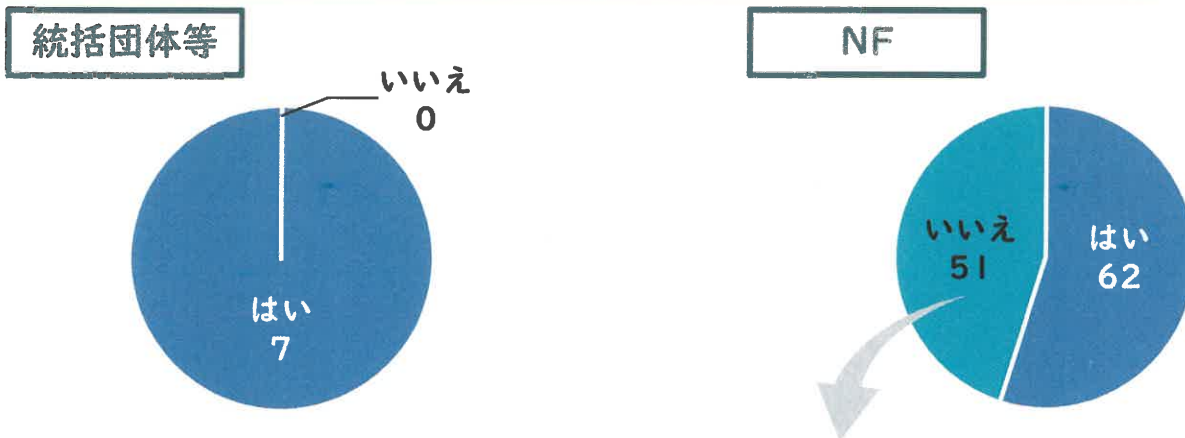
	統括団体等	NF	合計
調査対象団体数(a)	7	126	133
回答団体数(b)	7	113	120
割合(b/a)	100%	89.7%	90.2%

B. アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組

概観

- ✓ 統括団体等は全ての団体で、NFは過半数の団体で、それぞれ写真・動画等による性的ハラスメントの防止に向け何らかの取組を実施している。
- ✓ NFにおいて取組を行えない理由として、マンパワー不足や取組方法が分からないことなどが挙げられている。
- ✓ NFにおいて取り組んでいる団体では、統括団体等作成のポスターが活用されているほか、撮影時のルールの策定や相談窓口の設置、研修を通じた意識醸成等が行われている。
- ✓ 取組に当たっての課題として、撮影機材がマイクロ化しており対策が難しいこと、盗撮か否かの判断が難しいこと、また啓発に当たっての資料作成が難しいこと等が挙げられている。

Q. 性的ハラスメントの防止に向けた取組を行っていますか

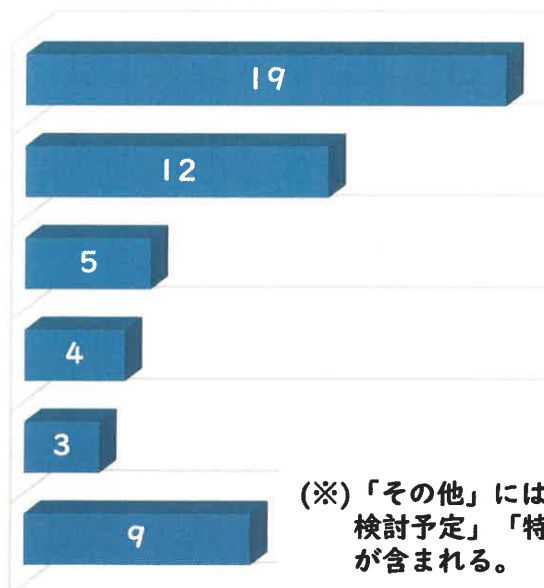


Q. 取組を行っていない／行えない理由

NF

※自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング

- 競技・大会等の性質上
事案が発生しづらい
- 前例がないため未検討
- マンパワー不足
- 一般的事項としての対応
のみで、特化していない
- 取組方法が分からない
- その他(※)



(※)「その他」には、「主催大会がない」「今後検討予定」「特段理由はない」といった回答が含まれる。

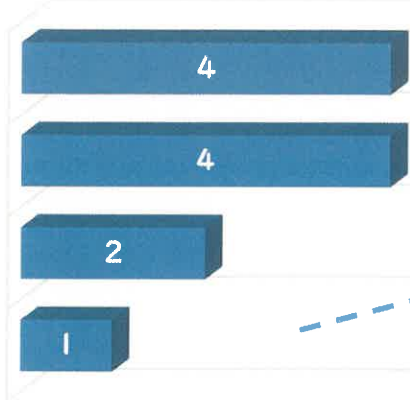
Q. 取組を行っている団体における取組内容

※任意回答。自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング。

①競技場内での盗撮等防止に向けた取組

統括団体等

- 撮影の許可制(禁止含む)、撮影可能エリアの指定
- 大会役員・警備員等による巡回・監視
- 撮影・機材等ルールの設定、報道ハンドブックの作成
- 統括団体作成啓発ポスターの掲示

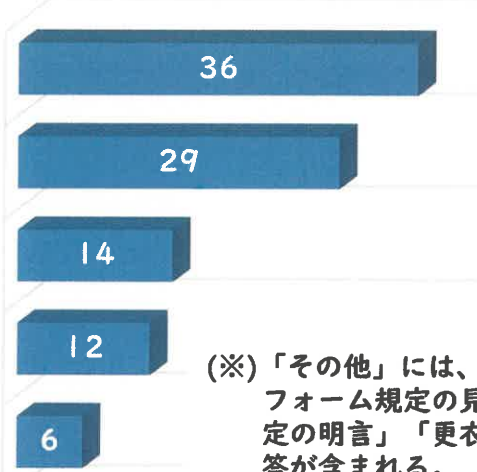


ex 統括団体作成啓発ポスター



NF

- 撮影の許可制(禁止含む)、撮影可能エリアの指定
- 大会役員・警備員等による巡回・監視
- 撮影・機材等ルールの設定・周知
- ポスター・場内アナウンス・HPを通じた周知・啓発
- その他(※)



(※)「その他」には、「SNS発信時の許可制」「ユニフォーム規定の見直し」「肖像権管理に関する規定の明言」「更衣室覗き見防止対策」といった回答が含まれる。

取組事例

全日本柔道連盟では、主催大会の要項に会場内での撮影ルールを掲載。ハラスメント目的の疑念を生じさせる映像・写真の撮影及び使用の禁止や、違反時のデータ削除・退場処分についても明記している。

公益財団法人 全日本柔道連盟

◀会場内における撮影について▶

●観客の撮影に際して

選手・関係者の権利保護ならびに大会の円滑な運営のため、報道関係者を除く来場者(大会関係者を除く)の、大会における撮影について制限を設けます。各禁止行為。セキュリティ上問題となる行為が行われた場合や、場内警備員、係員の指示に従わない場合は、データを削除の上退場いただく場合がございます。また、会場内で撮影された映像・写真は撮影した個人、または、出場選手の所属団体による利用に限り可能です。ご理解とご協力をお願いいたします。

以下の行為は禁止とさせていただきます。

- ・営利目的、選手・関係者等の肖像権を侵害する映像・写真の撮影及び利用
- ・選手や関係者等の専断を侵す行為(ハラスメント目的(性的ハラスメントを含む)がこれに限らない)の撮影を生じさせる映像、写真の撮影及び利用
- ・個人または出場選手の所属団体による利用の範囲を超えた撮影
- ・他の観客の観戦を妨げる三脚、一部、望遠レンズ等を使用した撮影
- ・フラッシュ等を使用した撮影
- ・ライブストリーミング(ライブ配信)行為
- ・大会中に撮影した映像、写真を撮影した個人または出場選手の所属団体による利用の範囲を超えて雑誌、インターネット、ソーシャルメディア、その他の媒体に掲載すること

(全日本柔道連盟HPより)

日本パラバレーボール協会では、大会時、観戦者の目につく観覧席に注意喚起文書を掲示。撮影した映像・静止画等の配信等の禁止を明示している。

写真・ビデオ撮影等についてお願い

日頃よりご声援をいただき、誠にありがとうございます。

日本パラバレーボール協会では、男女の試合が行われるため、競技スポーツとしてではなく、興味本位(特に女性を被写体とした)で撮影された写真をインターネット等で公開されることが無いよう、写真撮影およびビデオ撮影等について、大会主催者の許可を受けている方以外の皆様は、以下の通りお願いしております。

- ・望遠レンズを使用した写真撮影、ビデオカメラによる撮影等は禁止いたします。
- ・営利目的等で競技、試合前後等セレモニー、観客等の写真撮影またはビデオ撮影は禁止いたします。
- ・撮影した映像(静止画も含む)、音声の全部または一部をパラバレーボール協会許可なくインターネット、その他のメディア等を通じて配信することは禁止いたします。

一般社団法人 日本パラバレーボール協会
(日本パラバレーボール協会提供)

②盗撮等問題に関する周知に向けた取組

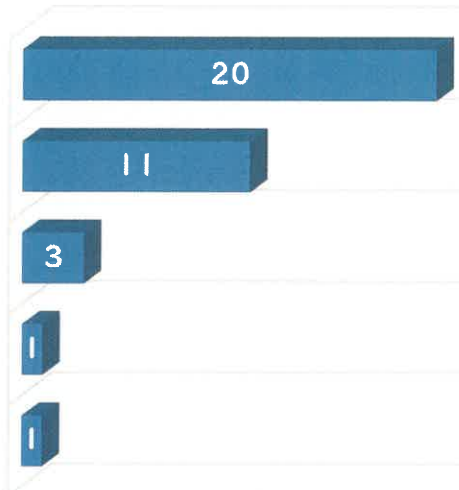
統括団体等

- ◆ 統括団体作成啓発ポスターの周知・掲示等
- ◆ 「NO！スポハラ」活動特設サイトを通じた啓発



NF

- 統括団体作成啓発ポスターの掲示・HP掲載
- 研修やミーティング等を活用した周知・啓発
- 団体としてのステートメント・規定等のHP公表
- 団体作成ポスターの掲示・周知
- 練習中の携帯電話別場所保管



取組事例

日本エアロビック連盟では、性的ハラスメントに特化したものではないが、関係者への啓発活動の一環として、メールマガジンにおいて「フォトハラ」を取り上げ、誰もがハラスメント当事者になり得ることや注意点を周知。

はじめに

ここ数年、ハラスメントという言葉をよく耳にするようになりました。パワハラ、モラハラ、セクハラなど、人を悩ます言動や地位・立場を利用した嫌がらせは社会問題となっています。そこで今回は、あまり耳馴染みのないフォトハラを取り上げることにいたしました。

フォトハラ(フォト・ハラスメント)について

フォトハラとは、許可を得ずに写真を撮ったり SNS にアップロードする行為をいいます。SNS にアップしなくても、許可なくスマホなどで撮影することもフォトハラに当たります。

大半は悪意ではなく、参加者に見てもらいたい、写真を共有したい、という善意の気持ちから生まれるものです。しかし、対象者の周囲に第三者が写り込んでしまった場合、写りが悪いので公開してほしくない、不特定の人に見られることに苦痛を感じる、と思う人がいてもおかしくありません。これはイベント会場だけでなく、職場の歓迎会でも言えることです。上司からの写真撮影や SNS への投稿依頼は、みんなが承諾したために断りにくい環境が生まれ、口に出せない苦痛を感じる人がいるかもしれません。

また、スマホで撮影した写真には位置情報が自動的に書き込まれる場合があります。位置情報の書き込まれた写真を SNS に投稿すると、「何月何日にどこにいた」ということが判明します。それが個人情報の特定につながることもあるのです。

公の場で偶然写り込んでしまった場合、それが肖像権の侵害には当たらないこともありますが(スポーツ中継など)、SNS 上に顔写真や個人情報をアップすることはプライバシーの侵害となる危険性があるのです。そこで写真撮影や SNS へ投稿をする場合には、相手の事前承諾を得ること、第三者の写り込みに注意することが必要となります。

(日本エアロビック連盟提供・抜粋)

日本体操協会では、競技場内での盗撮防止方策に加え、隠し撮りの撲滅に向けた盗撮禁止ポスターを作成し、HP に掲載。PDF形式でダウンロードができ、都道府県体操協会ならびに関係団体が使用できるようにしている。また、HPでは盗撮防止ポスターのほか、暴力・暴言防止ポスターも作成・掲載している。



(日本体操協会HPより)

③アスリートへのサポートに関する取組

統括団体等

- ◆相談窓口の設置・案内
(事案に応じた競技団体等への注意喚起や対応要請、相談機関の紹介、弁護士・警察等専門家への相談等)
- ◆アスリートへの研修による意識向上と対応策の伝達

トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口(JSC HP)

トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口



NF

- 相談窓口・通報窓口の設置・照会
- 弁護士や外部機関との連携
- 研修会やミーティング等を通じた啓発
- 事案に応じ投稿削除申請方法レクチャーや削除依頼を実施
- その他(※)



(※)「その他」には、「選手へのヒアリングの実施」「統括団体から展開される情報の共有」「相談毎の個別対応」といった回答が含まれる。

取組事例

日本パラ陸上競技連盟では、合宿時等に選手にヒアリングを実施し、嫌な思いをしたり、傷つけられたりした経験がないか等を話し合う機会を設けている。



日本パラバドミントン連盟では、相談内容によって適切に対処できるよう、男女別対応が可能な体制を構築している。



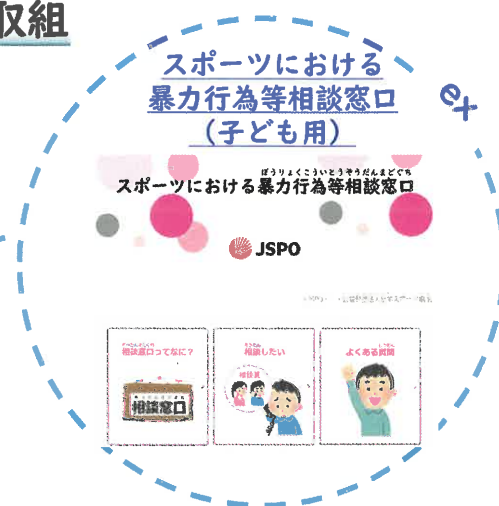
④特にジュニア選手（大会）を対象とした取組

統括団体等

- ◆撮影の許可制、撮影可能エリアの指定
- ◆大会役員や警備員の巡回
- ◆子ども用相談窓口の設置

NF

- ◆保護者への事前説明・ルールの徹底
- ◆着替えや着衣に関する指示
- ◆統括団体等との連携
- ◆大会運営を行う指導者への注意喚起



⑤その他、団体独自の取組

統括団体等

- ◆JSPO公認スポーツ指導者資格共通科目養成カリキュラムにおいてハラスメント行為等に関する内容を包含

NF

- ◆競技特性に合わせた異性パートナーとの関わり方等に関するルール設定・注意喚起
- ◆ユニフォームやインナー等の工夫

Q. 取組に当たっての課題等

※任意回答。自由記述回答を一部スポーツ庁においてグルーピング。

- ◆会場が広く観客が多いと、盗撮を阻止することが難しい。また、撮影機材がマイクロ化しており、発見することも難しい。
- ◆参考にできるものが少ないため、他団体の防止策や具体的な事象を知りたい。
- ◆法令の限界（「性的姿態」のハードル等）もあるなかで、対処が難しい。また、盗撮かどうかの判断が難しい。具体的な対応方法・処分基準が必要。
- ◆アスリートへ周知・啓発するための資料作成が難しい。
- ◆いち団体がSNSの規制をかけることは難しい。
- ◆海外開催の大会等においては各国の理解や協力も不可欠であり、対策が徹底しづらい。

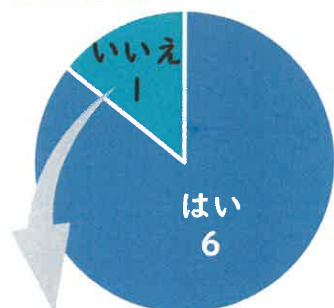
C. アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組

概観

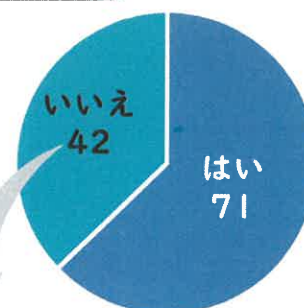
- ✓ 統括団体等もNFも、過半数の団体が、誹謗中傷の防止に向け何らかの取組を実施している。
- ✓ NFにおいて取組を行えない理由として、マンパワー不足であることなどが挙げられている。
- ✓ NFにおいて取り組んでいる団体では、研修や講習会等を通じた周知・指導や相談窓口の設置、大会開会期におけるネットパトロールの実施等が行われている。
- ✓ 取組に当たっての課題として、「誹謗中傷」の定義が曖昧であることによる対応の難しさや、アスリートだけでなく指導者等スタッフを守る必要があること等が挙げられている。

Q. 誹謗中傷の防止に向けた取組を行っていますか

統括団体等



NF



Q. 取組を行っていない／行えない理由

統括団体等

※自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング

- ◆現時点で事案の発生が稀であり、発生した場合でも在籍校や教育委員会において対応することが多い。

NF

- 事例が発生していない・必要性が生じていない
- マンパワー不足
- アスリートのSNS利用が少ない
- 協会の組織的な取組がない (※1)
- その他(※2)



(※1)「組織的な取組がない」には、「アスリート委員会が随時対応・協会へ報告」「統括団体等の講座を活用するのみ」といった回答が含まれる。

(※2)「その他」には、「今後検討予定」「特段理由はない」といった回答が含まれる。

Q. 取組を行っている団体における取組内容

※任意回答。自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング。

① 誹謗中傷問題に関する周知に向けた取組

統括団体等

- ◆ 統括団体作成啓発ポスターやスポーツ庁事務連絡の周知・掲示等
- ◆ 「NO！スポハラ」活動特設サイトを通じた啓発

NF

研修や講習会等を通じた指導・周知（事例共有含む）

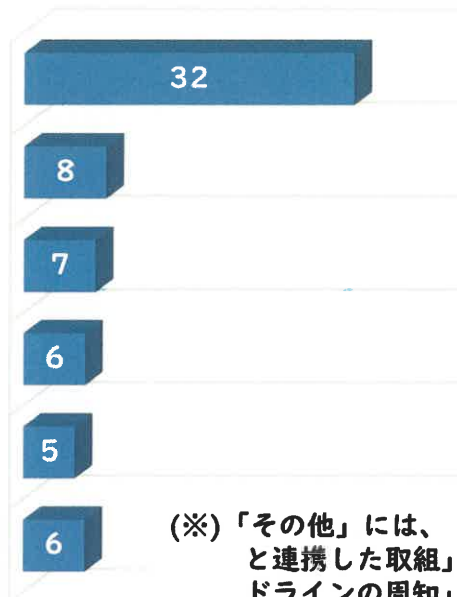
統括団体等作成ポスター・パンフレット等の周知

相談窓口の設置・案内

規程や誓約書の策定・整備

HP・SNS等を通じた注意喚起

その他(※)



(※)「その他」には、「アスリート委員会やPF等と連携した取組」「SNSコミュニティガイドラインの周知」といった回答が含まれる。

取組事例

Jリーグでは、SNSによる誹謗中傷防止啓発映像を作成。

YouTubeにおいて公開しているほか、試合前やハーフタイムに放映している。



前原真樹さんが25年前を再現「ネットいじめはサイテーだよ。カッコ悪いよ。」Jリーグ SNS誹謗中傷防止啓発映像

Jリーグ公式チャンネル

(Jリーグ公式YouTubeチャンネルより)

②アスリートへのサポートに関する取組

統括団体等

- ◆相談窓口の設置・案内
（事案に応じた競技団体等への注意喚起や対応要請、相談機関の紹介、弁護士・警察等専門家への相談等）
- ◆アスリートへの研修による意識向上と対応策の伝達

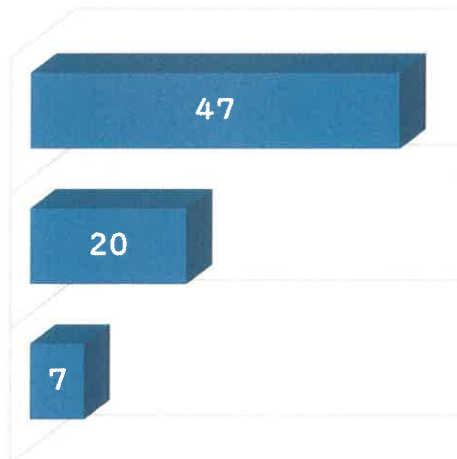


NF

相談・通報窓口の設置・案内

事案に応じた弁護士との連携・警察への通報、投稿削除対応、謝罪要請等

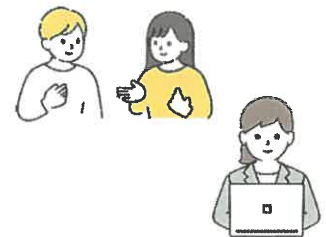
研修や講習会等を通じた指導



取組事例

日本パラサイクリング連盟では、アスリートが広報担当スタッフにSNS発信などの相談ができる体制を構築。

また、広報担当スタッフをはじめとする職員が随時SNSパトロールを行い、誹謗中傷事案がないかの確認を行っている。



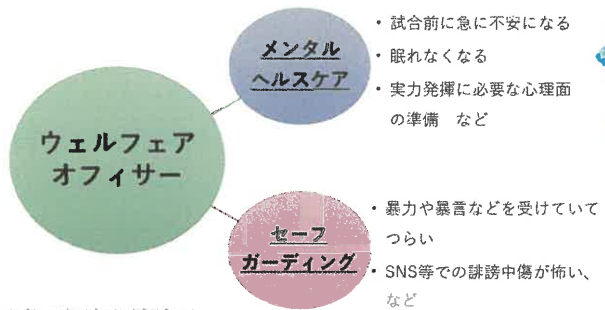
③特に大会開会期における取組

統括団体等

◆会場内巡回の実施や統括団体作成啓発ポスターの掲示

◆セーフゲーディングオフィサー・ウェルフェアオフィサーの配置

…JOCにおいては、パリ大会時、競技に関わる選手団全員のメンタルヘルスを守る心の専門家（メンタルヘルスケア）と、スポーツの場面でのあらゆるハラスメントや誹謗中傷等の言葉の暴力で悩んでいる選手をサポートする専門家（セーフゲーディング）を配置。



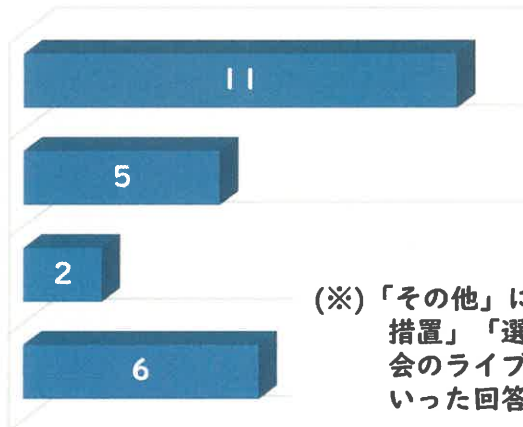
NF

ネットパトロールの実施

規程や注意事項・ガイドラインの作成・共有

監督や選手への指導

その他(※)



(※)「その他」には、「事案に応じた書き込み削除措置」「選手・委員会からの情報収集」「大会のライブ配信中のチャット機能OFF」といった回答が含まれる。

取組事例

日本ブラインドサッカー協会では、代表選手の大会中のSNS利用について「大会期間中におけるSNSガイドライン」を策定。

大会の管轄等ごとにカテゴリ分けし、それぞれのカテゴリの大会に応じたルールを明文化している。

SNSの投稿について、「投稿してよい内容」と「投稿してはいけない内容」をそれぞれ具体例とともに明示している。

【Aランク大会におけるガイドライン】

大会期間中、国際視覚障害者スポーツ連盟および日本ブラインドサッカー協会の管轄となり、日本ブラインドサッカー協会のガイドラインに従い運用します。大会およびJBFAパートナー、メディアの役割を守る必要性があります。

- ・大会期間とは、直前合宿の集合時間から帰国日までとします。
- ・試合前バスに乗り込むところから、試合終了後2時間まではSNSの投稿を禁止します。

①メディア取材について

原則、報道関係者が選手にインタビュー可能なのはミックスゾーンのみです。それ以外で取材を受ける場合、交渉は選手が直接することなく、広報担当者もしくはそれに相当する担当者を通して行ってください（取材を受ける場所は別途指示します）。メダルを獲得した場合などを除き、原則として当日の出場競技が全て終了した後など、競技パフォーマンスに支障のない範囲で取材を受けるようにしてください。優勝などした場合は、国民啓発に大きく貢献する出来事ですので、体調管理のできる範囲で取材要請に応えるようお願いいたします。態度や発言が国民の障がい者スポーツや障がい者理解に大きな影響を与えることを理解し、清潔かつ爽やかな印象を与えることを意識して取材に臨んでください。営利目的とみなされる場所での取材や発言、他の選手等の名誉を傷つけたり批判したりする言動は控えてください。

②ソーシャルメディア等への動画・音声投稿

投稿してよい内容

- 【○】アクレ有効区域外での投稿

投稿してはいけない内容

- 【×】アクレ有効区域内での動画・音声はLIVE中継や録画に関わらず全て禁止です。

③ソーシャルメディア等への文字・写真投稿

投稿してよい内容

- 【○】自分自身が経験したことについて一人称、日記形式で個人的な感想を書くこと
例：○○のディフェンスはすごいと感じた、金メダルを獲得できて嬉しい
- 【○】文章の一部に大会名（世界選手権、アジア選手権 など）を使うこと
例：アジア選手権には特別な思いがある、世界選手権は最大成の場だ
- 【○】観客席からの撮影写真（動画は禁止）、日本選手団の居住区内の写真、選手村プラザでの写真（自分と家族・友人のみ）、街中等アクレ有効区域外での写真

投稿してはいけない内容

- 【×】JBFAパートナー以外の企業・団体や商品のPRにつながる記載
例：○○（商品名、企業名）のおかげで疲労回復した（JBFAパートナー企業であれば可）
- 【×】他の参加者や組織の個人情報・秘密事項や施設のセキュリティについて
例：○○選手は足を痛めている、入口Bは深夜の監視が甘い
- 【×】他の選手、コーチ、組織の誹謗・中傷
例：あの審判ジャッジに納得できない、○○コーチの指示はおかしい

(日本ブラインドサッカー協会提供・抜粋)

④その他、団体独自の取組

統括団体等

- ◆JSPO公認スポーツ指導者資格共通科目養成カリキュラムにおいてハラスメント行為等に関する内容を包含 (JSPO)

NF

- ◆広報理事・広報役員による日々のSNS等の確認
- ◆アスリート委員会等を通じた選手へのアンケートの実施
- ◆競技に関するSNS等への投稿の制限

Q. 取組に当たっての課題等

※任意回答。自由記述回答を一部スポーツ庁においてグルーピング。

- ◆参考のできるものが少ないため、他団体の防止策や具体的な事象を知りたい。
- ◆いち団体がSNSの規制をかけることは難しい。選手としては広く競技を周知したい気持ちもある。
- ◆選手だけでなく、指導者等スタッフにも誹謗中傷が及んでおり、幅広い取組と継続的な注意喚起が必要。
- ◆パワハラやセクハラ、誹謗中傷の定義が曖昧で判断が難しい。
- ◆SNS等の専門知識を持った人材育成やボランティアスタッフが必要。また、炎上前の投稿に関する教育だけでなく、炎上後の対応等に係る教育も肝要。
- ◆選手個人に届くDMには踏み込むことができず、プラットフォーム事業者に通報してもすぐには削除されない。事業者の理解、警察の介入、投稿者の摘発等の進展が望まれる。モニタリングする側のメンタルケアも肝要。
- ◆上部・下部団体等との連携においてそれぞれの判断にタイムラグが生じてしまう。



アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査

- 本調査は、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷の防止に向けたスポーツ団体の取組状況を調査し、また取組事例の横展開を図ることを目的に、スポーツ庁競技スポーツ課が行うものです。
- 御回答いただいた内容について、スポーツ庁より問合せさせていただく場合があります。
- 本調査に御記載頂いた取組事例は、今後、スポーツ庁がスポーツ団体向けに発出する事務連絡の中で団体名等を示した形で記載させて頂く可能性があります。その場合、記載内容は事前に御確認いただく予定です。
- 本件に関するお問合せは、スポーツ庁競技スポーツ課・吉木 ([03-6734-2679](tel:03-6734-2679)/kyosport@mext.go.jp) までお願いいたします。

※選択した回答によって遷移先の問が変わるため、実際の回答時の問番号とは異なります。

* 必須

【A】回答者の基本情報について

1. 団体名を以下から1つ選択してください。*

- 公益財団法人日本オリンピック委員会
 - 公益財団法人日本スポーツ協会
 - 公益財団法人日本パラスポーツ協会
 - 一般社団法人大学スポーツ協会
 - 公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - 公益財団法人日本中学校体育連盟
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - 中央競技団体
- 3へ
- 2へ

2. 団体名を入力してください。*

3. 担当者の職名及び氏名を入力してください。*

4. 担当者の連絡先（電話番号）を入力してください。*

5. 担当者の連絡先（メールアドレス）を入力してください。*

【B】アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組について

本セクションでは、写真・動画等によるアスリートへの性的ハラスメントの防止に向けたスポーツ団体の取組等について伺います。

6. あなたの団体では、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメントの防止に向けた取組を行っていますか。*

はい → 8 へ

いいえ → 7 へ

7. 取組を行っていない（行えない）理由をご教示ください。* → 13 へ

8. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

①競技場内での盗撮等防止に向けた取組

（例：撮影の許可制、撮影禁止エリアの設定、機材等のルール制定、警備員の巡回 等）

9. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

②盗撮等問題に関する周知に向けた取組

（例：啓発ポスターの作成、統括団体が作成しているポスターの周知 等）

※団体独自にポスターを作成されている場合、可能であれば、メールにて送付いただけますと幸いです。

10. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

③アスリートへのサポートに関する取組

(例：団体の相談窓口の設置、既存の相談窓口の紹介 等)

※相談窓口を設置している場合には、どのような役割を担っているか（事案に応じた警察への通報、投稿の削除申請方法のレクチャー等）についても併せてご教示ください。

11. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

④特にジュニア選手（大会）を対象とした取組

※中体連、高体連、UNIVASにおかれては本問はご回答不要です。

12. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

⑤その他、団体独自の取組

13. 本問題に取り組むうえで課題に感じていることや、実際にあった相談事例（可能な範囲で構いません）、その他ご意見等があればご教示ください。

【C】アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組について

本セクションでは、アスリートへのSNS等における誹謗中傷の防止に向けたスポーツ団体の取組等について伺います。

14. あなたの団体では、アスリートへのSNS等における誹謗中傷対策に関する取組を行っていますか。*

はい →16へ

いいえ →15へ

15. 取組を行っていない（行えない）理由をご教示ください。* →20へ

16. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

①誹謗中傷問題に関する周知に向けた取組

（例：啓発ポスターの作成、統括団体が作成しているポスターの周知 等）

※団体独自にポスターを作成されている場合、可能であれば、メールにて送付いただけますと幸いです。

17. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

②アスリートへのサポートに関する取組

（例：団体の相談窓口の設置、既存の相談窓口の紹介 等）

※相談窓口を設置している場合には、どのような役割を担っているか（事案に応じた警察への通報、投稿の削除申請方法のレクチャー等）についても併せてご教示ください。

18. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

③特に大会開会期における取組

(例：ネットパトロールの配置 等)

19. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

④その他、団体独自の取組

20. 本問題に取り組むうえで課題に感じていることや、実際にあった相談事例（可能な範囲で構いません）、その他ご意見等があればご教示ください。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が高い者として、権利侵害が発生するおそれがない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

写真や動画による性的ハラスメントや SNS 等での誹謗中傷に係る相談窓口について

アスリート等の権利を侵害するインターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口については、「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口等について」（令和3年3月23日付け事務連絡）及び「刑法等の一部を改正する法律による侮辱罪の法定刑引き上げ及びアスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例等について」（令和4年7月26日付け事務連絡、【別添3-参考】）において、アスリート等への周知を依頼させていただいたところですが、一部情報を更新のうえ改めてお知らせいたしますので、加盟・登録団体やアスリート等への周知をお願いします。

<参考>

○ **違法・有害情報相談センター【総務省】** (<https://www.ihaho.jp>)

相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。



○ **人権相談【法務省】** (https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局において違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請を行います。



※ 全国の法務局における面談による相談のほか、以下の窓口からも相談可能です。

- ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
- ・「こどもの人権110番」 0120-007-110
- ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
- ・「外国語人権相談ダイヤル」（10言語対応） 0570-090911
- ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>
- ・「LINE じんけん相談」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



また、スポーツ庁においては、各団体の御協力のもと、スポーツにおける暴力・ハラスメント等の相談窓口を一覧化しております。こちらについても併せて加盟・登録団体やアスリート等へ周知をお願いいたします。

<参考>

○ **スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412106.htm



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか分からない



ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス
 ☎0570-078374 www.houterasu.or.jp
 問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
www.npa.go.jp/cyber/soudan.html




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報相談センター (総務省)

www.ihaho.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言
人権相談 (法務省)

 ☎0570-003-110 www.jinken.go.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(※)を行います。
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/
 インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請
セーフライン

www.safe-line.jp
 インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)

www.internethotline.jp
 インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

事務連絡
令和4年7月26日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会 御中
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ庁競技スポーツ課

刑法等の一部を改正する法律による侮辱罪の法定刑引き上げ及びアスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例等について

このたび、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が成立し、そのうち、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、令和4年7月7日に施行されました。

今般の改正に含まれる侮辱罪の法定刑の引上げは、アスリートを標的にしたものを含め、インターネット上での誹謗中傷の抑止等を目的とするものですので、その改正内容について周知いたします。

また、スポーツ大会において、アスリートが性的意図を持って写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案(以下「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」という。)について、競技会場において対策を講じている競技団体の取組事例を御紹介いたしますので、各スポーツ団体におかれては、取組事例を参考に、競技の特性に応じて必要な対策を講じて頂きますようお願いいたします。

あわせて、SNS等における誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントの被害にあわれたアスリートが活用できる相談窓口について改めて周知いたします。

宛先の各統括団体・機関におかれては、下記の内容を加盟・登録団体等に対して周知下さるようお願いいたします。その際、中央競技団体に対しては、加盟・登録の都道府県競技団体等への周知についても依頼くださるようお願いいたします。

記

1. 刑法改正による侮辱罪の法定刑引き上げについて【別添1】

近時、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の意識が高まっています。

近時の誹謗中傷の実態に鑑み、侮辱罪（刑法 231 条）について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、侮辱罪の法定刑が引き上げられることとなりました。

侮辱罪の法定刑は、これまで「拘留又は科料」とされてきましたが、今回の改正で、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

改正法は、令和4年7月7日から施行され、その後に行われた行為に適用されることとなります。

詳細は法務省の以下のウェブサイトをご覧ください。

【侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A】

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html#Q1

2. アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例について

写真・動画による性的ハラスメントからアスリートを守るためには、一般の観客がアスリートを撮影する機会の多い競技大会等の場において、スポーツ団体や大会主催者が被害防止に向けた取組を進めることが重要です。

競技会場において様々な対策を講じている日本陸上競技連盟、日本バレーボール協会、日本トライアスロン連合の取組事例を御紹介いたしますので、各スポーツ団体におかれては、下記の取組事例を参考に、管轄の警察署等とも連携し、競技の特性に応じて必要な対策を講じて頂きますようお願いします。

■中央競技団体等の競技会場における取組事例

(1) 都道府県警察との連携について

- 都道府県警察と連携し、盗撮禁止ポスターに管轄警察署名を記載するとともに、管轄警察署に競技会場の巡回の協力を依頼。（日本陸上競技連盟）



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(2) 競技会場内での見回りについて

- ・ 大会関係者が、盗撮禁止やカメラ使用の注意点等呼び掛けるプレートを持って観客席等を巡回し、注意喚起を実施。〈日本バレーボール協会〉〈日本陸上競技連盟〉
- ・ 警備員や大会関係者が定期的に巡回し、不自然なアングルでの撮影など、不審な行動をとっている者がいないか監視。〈日本バレーボール協会〉
- ・ 大会関係者がトイレや更衣室（控室含む）に不審な物がないか定期的に巡回し確認。〈日本バレーボール協会〉
- ・ 不審者に対する対応について、大会関係者の共通認識を図るため、見回りや声掛けに関するマニュアルを作成。〈日本陸上競技連盟(日本学生陸上競技連合)〉

(3) 競技会場における迷惑撮影防止ポスターの掲示、アナウンス等について

- ・ 場内アナウンスで盗撮防止について呼びかけを実施。〈日本トライアスロン連合〉〈日本陸上競技連盟〉
- ・ 迷惑撮影防止に関するポスターを大型ビジョンで投影するとともに、競技会場内に掲示。〈日本陸上競技連盟〉



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(4) 通報フォームの作成、競技会場での掲示について

- ・ 観客やアスリート関係者が不審な人物を見かけた際に大会主催者に通報できるよう、QRコード入りの通報フォームを作成し、競技会場内に掲示。〈日本陸上競技連盟〉



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(5) カメラ持込の制限について

- ・ 過剰に特定の部位をズームにした撮影を防ぐため、カメラの持ち込みを禁止。ただし、携帯電話やスマートフォン付属カメラでの撮影のみ、申請後に撮影を許可。

〈日本バレーボール協会〉

- ・ 競技会場内での撮影は主催者の許可制。特に、ジュニアの大会では、家族以外の撮影は、正式のメディア以外は許可しない運用としている。

〈日本トライアスロン連合〉

- ・ 競技会場内での撮影は主催者の許可制。申請者にはリボン・ビブスなど申請済であることがわかるものを着用するよう依頼。また、撮影許可の条件として「主催者が撮影した写真の開示を求めた際は必ず応じる」旨の同意書にサインするよう求めている。

〈日本陸上競技連盟(各加盟団体)〉

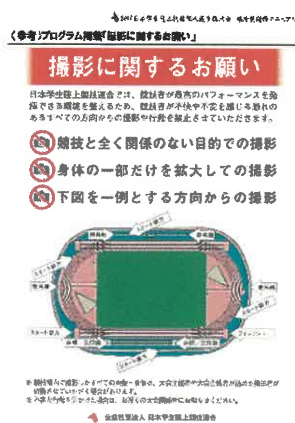


〈資料提供：日本実業団陸上競技連合〉

(6) 競技会場における撮影禁止エリアの設定について

- ・ 撮影禁止エリアを設定するとともに、撮影の方向(角度)を種目ごとに細かく設定。

〈日本陸上競技連盟(日本学生陸上競技連合)〉



〈資料提供：日本学生陸上競技連合〉

(7) アスリートへの注意喚起について

- ・ 選手に対して競技大会の注意事項等を説明する説明会の中で、盗撮被害について注意喚起を実施。〈日本トライアスロン連合〉

(8) 競技大会における表彰式等でのアスリートの服装について

- ・ 撮影機会が設けられている表彰式等においては、選手はユニフォームではなく、ジャージやTシャツ着用で参加するよう呼びかけ。〈日本陸上競技連盟〉

3. SNS等での誹謗中傷や写真や動画による性的ハラスメントに係る相談窓口について

アスリート等の権利を侵害するインターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口については、令和3年3月23日付事務連絡「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口等について」【別添2】において、アスリート等への周知を依頼させて頂いたところですが、改めて加盟・登録団体やアスリート等への周知をお願いします。

<参考>

- 違法・有害情報相談センター【総務省】(<https://www.ihaho.jp>)
相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。
- 人権相談【法務省】(https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)
アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局において違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請を行います。
※ 全国の法務局における面談による相談のほか、以下の窓口からも相談可能です。
 - ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
 - ・「子どもの人権110番」 0120-007-110
 - ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
 - ・「外国語人権相談ダイヤル」(10言語対応) 0570-090911
 - ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線2679）

メール：kyosport@mext.go.jp

侮辱罪の法定刑の引上げについて

令和4年6月
法務省

引上げの必要性

- ・ インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっ**て**いることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まる**とともに**、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっている
- ・ 近時の誹謗中傷の実態への対処として、**侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処することが必要**

参考

(名誉毀損罪)

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

侮辱罪の法定刑の引上げ

改正前

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料に処する。**
(30日未満) (1万円未満)

- 公訴時効期間は1年 (刑事訴訟法第250条第2項第7号)

改正後 (令和4年7月7日施行)

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。**

- 公訴時効期間は3年 (刑事訴訟法第250条第2項第6号)
※施行3年後における施行状況の検証が附則に追加

別添1

事務連絡
令和3年3月23日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会 御中
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ庁競技スポーツ課

アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント
に係る相談窓口等について

スポーツの大会等において、アスリートが性的意図を持って写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案（以下「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」という。）については、アスリートを被害から守るため、横断的に取組を進めていただいているところです。

検討課題の一つとなっていたアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、まずは既存の相談窓口の活用について下記のとおりお知らせします。

宛先の各団体・機関（以下「統括団体等」という。）におかれては、下記の内容を加盟・登録団体等に対して周知いただくとともに、統括団体等及び加盟・登録団体等においてアスリート等に相談窓口を周知・案内する際に、参考にしていただくようお願いします。

記

1. インターネット上に掲載された写真・動画に係る対応について

(1) インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口について

インターネット上に掲載された情報がアスリート等の権利を侵害する違法・有害情報に当たる場合、サイト管理者・プロバイダ等に対し、掲載された写真・動画の削除を依頼するなどの対応が考えられます。別添資料（総務省作成）のとおり、インターネット上の違法・有害情報に関して相談可能な窓口が設置されていますので、加盟・登録団体等やアスリート等への周知をお願いします。

なお、具体的な対応については、各個別事案の違法性などを踏まえて判断されるものであり、何らかの対応が可能かどうかも含めて、各個別の事案により異なりますので御留意ください。

<参考>

- 違法・有害情報相談センター【総務省】 (<https://www.ihaho.jp>)

相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。

- 人権相談【法務省】 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)

アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵犯の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局が違法性を判断した上で本人に代わってプロバイダ等に対する削除要請を行います。

※ 以下の複数の窓口から相談可能です。

- ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
- ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
- ・「外国語人権相談ダイヤル」(10言語対応) 0570-090911
- ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>

(2) スポーツ団体における対応について

統括団体等及び加盟・登録団体等における相談窓口のあり方については、引き続き検討を進めるとともに、現段階において個別に被害相談が寄せられるもののうち、統括団体等や加盟・登録団体等において対応が困難なものについては、(1)を参照しつつ、まずは事案に応じて適切な窓口を周知・案内いただくことも検討ください。

2. 大会中の写真・動画の撮影行為について

大会中の写真・動画の撮影行為については、各大会主催者等における開催要項等によるルールの整備を進めるべく検討が進められておりますが、引き続き、統括団体等の協力の下で事例のとりまとめ・共有に向けた検討を進めていただくようお願いします。

また、大会主催者等において、見回りや不審な撮影者への声かけ等が行われているところですが、例えば、赤外線透視機能付きカメラによる衣服の透過撮影行為が都道府県の迷惑防止条例違反で取り締まられた事例が存在するなど、事案の性質によっては、最寄りの警察署に通報することで取締りが行われる場合があります（ただし、事案の内容や都道府県ごとの条例整備状況等によって、個別の事案に係る具体的な対応は異なります。）。

不適切な撮影行為の抑止効果を高める観点から、事案によっては法令・条例に基づき処罰される可能性がある旨を注意喚起することも考えられますので、ポスターの掲示や大会プログラム・チラシ等への掲載、会場でのアナウンスなど、各大会において適切な取組が進められるよう、統括団体等におかれては、主催大会等における対応及び加盟・登録団体への周知をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電 話：03-5253-4111（内線 2679）

メール：kyosport@mext.go.jp

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(*)を行います。
※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。